

教育訓練給付制度について

教育訓練給付制度とは

働く人の主体的な能力開発の取組みを支援し、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とする雇用保険の給付制度です。

一定の条件を満たす雇用保険の一般被保険者（在職者）又は一般被保険者であった方（離職者）が、厚生労働大臣の指定する教育訓練を受講し修了した場合、本人が教育訓練施設に支払った教育訓練経費の一定割合に相当する額（上限あり）をハローワーク（公共職業安定所）から支給します

（厚生労働省ホームページ抜粋）

●制度は変更される場合があります。

各自、給付資格の有無、提出書類、提出期限など必要事項をハローワーク（公共職業安定所）でご確認ください。

当講座で教育訓練給付制度の対象となるのは、下記内容です。

<通学>

【対象講座】 受験対策講座通学＋論文講座通学＋模擬テスト（同年度内の講座）

【対象金額】 93,903 円（受講料＋テキスト代*）

【要件】 講座 16 回以上出席・論文 12 枚提出・模擬テスト 60%以上の正解

* テキストは、生活文化センター以外で購入された場合は対象となりません。（申請条件）

●通学講座と通信講座との混合受講は適用されませんので、ご了承下さい。

●申請には正式領収書が必要になります。領収書（受講料・テキスト代）は再発行いたしません。各自保管してください。

（2013 年 12 月現在）